

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更（松江市決定）  
都市計画地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

|                    |              |   |
|--------------------|--------------|---|
| 名 称                | 春日地区計画       |   |
| 位 置                | 松江市東出雲町春日の一部 |   |
| 面 積                | 約4.5ha       |   |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 地区計画の目標      | <p>当該地区は、松江市の東部に位置し、山陰道の東出雲ICから約1kmの地点にあり、「出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域」の「東出雲町産業支援拠点地区」に位置づけられている。</p> <p>工業団地としての良好な環境の創設と保全を図るために、用途の混在による工場の立地環境の悪化を防止し、適切かつ合理的な土地利用を誘導すると共に、周辺地域にも十分配慮し、計画的な市街地形成を図ることを目標に本計画を定める。</p> |
|                    | 土地利用の方針      | <p>当該地区の整備目的を厳守するために、生産活動及び周辺に及ぼす影響を考慮し、住宅との混在を排除すると共に、適切かつ合理的な土地利用を図り、優れた地区環境の形成と保持に努める。</p>   |
|                    | 地区施設の整備方針    | <p>道路については、地区外道路との円滑なアクセスを目的に山陰道東出雲IC及び主要地方道大東東出雲線へのアクセス道である市道内馬春日線を中心に地区内には幅員10mの団地内道路を配置する。</p> <p>公園緑地については、敷地の周辺部に幅約30mの保全緑地(残地森林)を確保すると共に、就業者の憩いの場となる公園を配置し、周辺森林との共生を図られるよう配慮する。</p>                       |
|                    | 建築物等の整備方針    | <p>良好な生産環境を創設し保持するために、建築物等に関する制限などを定め規制誘導を行う。</p>   |

2. 地区整備計画

|            |  |   |            |         |       |           |  |
|------------|--|---|------------|---------|-------|-----------|--|
| 建築物等に関する事項 | 地区施設の配置・規模   | 道路  | 名称         | 幅員      | 延長    | 計画図図示のとおり |  |
|            |  |   | 拠点工業団地1号幹線 | 10.0m   | 約244m |           |  |
|            |  | 公園緑地  | 種別         | 面積      |       |           |  |
|            |  |   | 1号公園       | 約1,170㎡ |       |           |  |
|            |  |   | 2号公園       | 約1,367㎡ |       |           |  |
|            | 建築物等の用途の制限   | <p>次の各号に掲げるものは建築してはならない。</p> <p>① 建築基準法別表第二(イ)項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの(住宅、住宅で事務所・店舗を兼ねる、共同住宅、寄宿舎又は下宿)</p> <p>② 建築基準法別表第二(ロ)項第5号及び第6号に掲げるもの。(自動車教習所、畜舎)</p>   |            |         |       |           |  |
|            | 建築物の敷地面積の最低限度  | 1,000平方メートル以上とする。   |            |         |       |           |  |
|            | 建築物の敷地出入口の設置制限   | <p>① 出入口の幅は12メートル以下(歩車道境界ブロックの切下げ幅14メートル以下)とする。</p> <p>② 出入口の設置間隔は10メートル以上とする。</p> <p>③ 出入口の設置数は間口30メートル未満で1ヶ所、30メートル以上50メートル未満で2ヶ所50メートル以上100メートル未満で3ヶ所設けることができる。また、間口が100メートル以上の大規模宅地は、敷地内通路を整備することにより、道路への出入口を極力少なくすること。</p> <p>④ 出入口付近の視覚的な安全確保のために必要な道路反射鏡や照明灯などの設置を検討し、それぞれの実情にあった対策を講ずること。</p> |            |         |       |           |  |
|            | 壁面の位置の制限   | 道路境界線から建築物の外壁又は、これに代わる柱の面までの距離は1.5メートル以上とする。  |            |         |       |           |  |
|            | 建築物等の形態又は意匠の制限   | 建築物、設備類及び広告物の形・模様・色又はその構成などの意匠については、優れた景観形成に寄与すると共に、周辺環境に配慮したものとすること。   |            |         |       |           |  |
| 備考         | 市長が都市計画審議会の議を経て、やむを得ないと認めたものについては、地区整備計画の一部の適用を除外することができる。 |   |            |         |       |           |  |

「区域は計画図表示のとおり」

理由：地区東側の一部を拡大し、土地の有効利用を図る。